

県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)第2条第2項の規定に基づき、県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項で規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の候補者を選定するため、県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2 委員会は、委員5名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から知事が任命する。

- (1) 県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者に応募する法人若しくは団体又は現に当該公園の指定管理者であるものと利害関係を有しない者で、当該公園の運営に関し優れた識見を有する者
- (2) 県土整備部まちづくり担当技監

(委員の任期等)

第3 委員の任期は、県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者の候補者の選定に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、県土整備部都市計画課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。